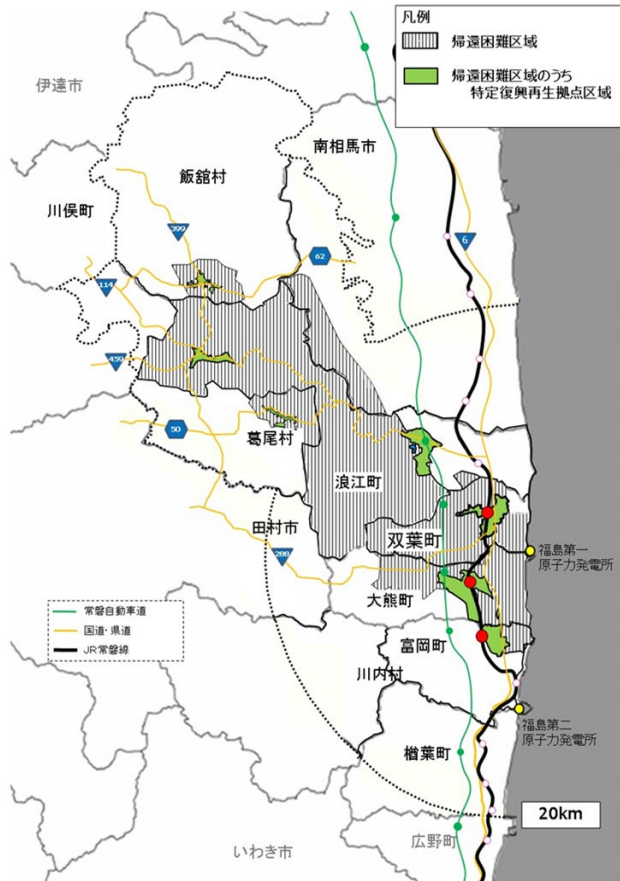


被災地の最新の動向

(避難指示解除の状況や福島特措法改正について)

令和5年9月

- 現状) ・避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、除染やインフラ整備等を行い、令和2年3月までに避難指示を解除。
 ・帰還困難区域においては「特定復興再生拠点区域」を設定し、令和5年5月までに6町村で避難指示を解除。
- 取組) ・未だに拠点区域外では、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況。
 ・地元住民から「拠点区域外にある自宅に帰りたい」「元居た場所で生活を再開したい」との強いお声と共に、地元自治体から避難指示解除の方針を早急に示してほしいとの強い要望を頂いてきた。
 ・このため、令和5年6月に福島特措法を改正し、2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」制度を創設。



避難指示区域の概念図(令和5年5月1日時点)

区域	時期	対応
避難指示解除準備区域・ 居住制限区域	令和2年3月 まで	全ての区域での避難指示解除を完了
帰還困難区域 特定復興 再生拠点 区域 (葛尾村 大熊町 双葉町 浪江町 富岡町 飯館村)	令和2年3月	JR双葉駅・大野駅・夜ノ森駅周辺の 避難指示を先行解除
	令和4年6月	葛尾村及び大熊町で避難指示解除
	令和4年8月	双葉町で避難指示解除
	令和5年3月	浪江町で避難指示解除
	令和5年4月	富岡町で避難指示解除
	令和5年5月	飯館村で避難指示解除
拠点区域 外	令和3年8月	「特定復興再生拠点区域外への帰 還・居住に向けた避難指示解除に 関する考え方」を決定
	令和5年6月	改正福島特措法が公布・施行 (「特定帰還居住区域」)

避難指示解除のあゆみ(令和5年6月9日時点)

改正法の概要

「特定帰還居住区域」の創設

- 市町村長が、**拠点区域外において**、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す「**特定帰還居住区域**」を設定できる**制度を創設**

(区域のイメージ)

帰還住民の**日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲**で設定 (要件は以下通り)

- ①放射線量が一定基準以下に低減できること
 - ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
 - ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
 - ④拠点区域と一体的に復興再生できること
- 市町村長**が特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「**特定帰還居住区域復興再生計画**」を作成し、**内閣総理大臣**が認定
 - 認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置**等を適用
 - (1)**除染等の実施(国費負担)**
 - (2)道路等の**インフラ整備の代行**

避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、**帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し**